

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び市民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物（法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を含む。）をいう。
- (5) 処理 収集、運搬又は処分をいう。
- (6) 処理業者 法第14条第1項又は法第14条の4第1項の規定により市長の許可を受けて、市内において産業廃棄物の収集若しくは運搬を業として行っている者又は行おうとする者及び処分業者をいう。
- (7) 処分業者 法第14条第6項又は法第14条の4第6項の規定により市長の許可を受けて、市内において産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者をいう。
- (8) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他処分業者がその業を行うために設置する施設をいう。
- (9) 処理施設の設置等 処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更（省令第12条の8に規定する軽微な変更を除く。）をいう。
- (10) 県外産業廃棄物 長崎県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
- (11) 排出事業者 事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (12) 県外排出事業者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 県外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物を市内で自ら又は処理業者に委託して処分又は保管する者
 - イ 排出する県外産業廃棄物が第20条第1項第2号から第5号に掲げるもの全てについて同一であるアに掲げる排出事業者が二者以上存在する場合であって、第17条で定める事前協議を一括して行うことが適当と認められる当該排出事業者の代表者
 - ウ 県外に処分場を有する法第12条第5項に規定する中間処理業者であって、当該処分場から生ずる産業廃棄物を市内において自ら又は処理業者に委託して処分又は保管する者
 - エ アからウまでに掲げる者のいずれかから、当該産業廃棄物の処理を受託した処理業者
- (13) 事業者等 排出事業者及び処理業者をいう。
- (14) 排出事業場 事業活動に伴って産業廃棄物を排出する工場、施設及び工事現場（中間処理業者が自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物を排出する事業場を含む。）をいう。
- (15) 委託契約書 政令第6条の2第4号（政令第6条の6第2号においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に適合した委託契約書をいう。
- (16) 優良認定業者 政令第6条の9第2号、政令第6条の11第2号、政令第6条の13第2号又は政令

第6条の14第2号に規定する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、事業者等に対し、適切な指導、助言及び監督を行うとともに処理業者の育成に努めるものとする。

2 市は、長崎県と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、産業廃棄物の適正処理を推進するものとする。

3 市は、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期是正のため、処理施設の定期的な監視を行うものとする。

4 市は、生活環境の保全及び市民の健康の保護を図るため必要と認める範囲において、前項の規定による監視又は調査の結果などの情報の積極的な提供に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、産業廃棄物の処理の用に供する施設を設置する場合は、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守するとともに、設置する地域の環境の特性に配慮し、環境保全のための対策、周辺環境の整備及び安全性の高い施設の確保に努めなければならない。

2 事業者等は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の設置に当たっては、生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、紛争を未然に防止するため、その業務に特段の支障がない限度において当該施設を公開するなど、産業廃棄物の処理に関する情報の積極的な公開に努めなければならない。

(排出事業者の責務)

第5条 排出事業者は、産業廃棄物の処理に関する自らの責任を自覚し、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 排出事業者は、法第3条に定めるところにより、産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物の循環利用及び適正処理に努めなければならない。

3 排出事業者は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さんをはじめ、自らの資質の向上に努めるとともに、その従業員に対しても、市等が開催する産業廃棄物に関する研修会等に参加させるなど、その教育に努めなければならない。

4 排出事業者は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理については、環境汚染の防止及び安全管理体制等の整備に努めなければならない。

5 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合にあつては、当該産業廃棄物の処理を委託しようとする処理業者の許可の内容、産業廃棄物の処理の用に供する施設の現況、能力、処分方法等を調査し、当該産業廃棄物を適正に処理する能力を十分に有する処理業者を選定するとともに、委託した産業廃棄物が不適正に処理されることのないよう、当該産業廃棄物の処理を行う事業場を定期的に確認するなど、処理状況の把握に努めなければならない。

(処理業者の責務)

第6条 処理業者は、排出事業者の自己処理を排出事業者に代わって行う者としての責任を自覚し、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 処理業者は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さんをはじめ、自らの資質の向上に努めるとともに、その従業員に対しても、市等が開催する産業廃棄物に関する研修会等に参加させるなど、その教育に努めなければならない。

3 処理業者は、産業廃棄物の処理を行うに当たっては、地域住民等の理解が得られるよう十分な説明に努め、

大気、水質、交通等の周辺環境対策に十分配慮しなければならない。また、産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理については、環境汚染の防止及び安全管理体制等の整備に努めなければならない。

第2章 処理施設の設置等

(処理施設の設置等に関する事前協議)

第7条 処理施設の設置等をしようとする事業者等（以下「設置等予定者」という。）は、あらかじめ生活環境の保全に係る事項について必要な調査を行い、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第1号。以下「設置等事前協議書」という。）を市長に提出し、処理施設の設置等に関して協議しなければならない。ただし、別表第1に掲げる処理施設の設置等については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 処理施設の種類及び当該処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (3) 設置場所
- (4) 処理能力（当該処理施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容積をいう。）
- (5) 処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概要
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 設置等事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 次に掲げる生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類
 - ア 法第15条第1項に規定する処理施設 同条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行う項目、方法、環境保全目標値等を記載した書類
 - イ アに掲げる施設以外の施設 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについて生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類
- (2) 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（処理能力計算書を含む。）
- (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面並びに埋立処分の計画を記載した書類及び図面
- (4) 最終処分場以外の処理施設にあつては、事業の概要及び処理工程図
- (5) 処理施設の付近の見取図
- (6) 排水を排出する処理施設の設置等をしようとする者にあつては、処理施設から公共用水域に至るまでの排水経路及びその周辺の土地利用状況を示した図面
- (7) 関係者に周知するために用いる処理施設の設置の概要を記載した書類及び図面
- (8) 構造又は規模の変更にあつては、変更前の内容と変更後の内容を記載した書類及び図面
- (9) その他市長が必要と認める書類及び図面

(関係市町の長の意見の聴取)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る処理施設の設置等について周知を図る必要があると認める市町の長（以下「関係市町の長」という。）の意見を聴取するものとする。

2 市長は、前項の規定により意見を聴取するにあたっては、設置等予定者より提出された設置等事前協議書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

3 関係市町の長は、第1項の規定による意見を述べるにあたり設置等予定者に対し当該設置等事前協議書の内容について説明を求めることができるものとする。

(現地調査)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による協議を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(設置等予定者による説明会)

第10条 設置等予定者は、第7条第1項の規定による設置等事前協議書の提出後、関係地域住民への周知を図るため、設置等事前協議書の内容について説明会を開催するものとする。

2 設置等予定者は、その責めに帰すことのできない理由により当該説明会を開催することができないときは、当該説明会の開催に代えて他の方法により周知を図るものとする。

3 設置等予定者は、説明会又は周知の方法及び地域を定めるときは、あらかじめ、その方法及び地域について関係地域住民と協議するものとする。

4 設置等予定者は、説明会その他の方法により周知を図ったときは、速やかに、市長に対して説明会等実施状況報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により説明会等実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(意見の把握等)

第11条 設置等予定者は、事前協議の内容について公害の防止及び生活環境の保全の見地から関係地域住民の意見の把握に努めるものとする。

2 設置等予定者は、前項の規定により把握した意見について誠意をもって検討を行い、必要に応じて市長又は関係市町の長と協議するものとする。

3 設置等予定者は、第1項の規定により把握した意見について対応したときは、速やかに、市長に対して意見等調整状況報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により意見等調整状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(指導及び助言)

第12条 市長は、生活環境の保全に関する関係市町の長の意見及び設置等事前協議書の内容の審査結果に基づき、生活環境の保全上の見地から当該設置等予定者に対し、協議のあった事項について必要な指導又は助言を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者に対し、当該設置等事前協議書の内容について意見を求めることができるものとする。

3 市長は、設置等事前協議書の審査を終了したときは、設置等予定者に対して文書で通知するものとする。

(設置等事前協議書の内容の変更等)

第13条 設置等予定者は、前条第3項の通知後に当該設置等事前協議書の内容の変更(省令第12条の8に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、改めて設置等事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 第7条から前条までの規定は、前項の規定による協議について準用する。

3 設置等予定者は、第1項及び第7条第1項の協議に係る処理施設の設置等を中止したときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(生活環境の保全に関する協定の締結)

第14条 設置等予定者は、第7条第1項(前条第2項において準用する場合を含む。)の協議に係る処理施設の設置等について、関係地域住民又は関係市町の長から生活環境の保全に関する協定の締結要請があったと

きは、当該関係地域住民又はその代表者又は関係市町の長と協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の協定の締結に関し、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。

(指導及び助言に対する措置)

第 15 条 設置等予定者は、第 12 条第 1 項の規定による市長の指導又は助言に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(処理施設の設置後の対応)

第 16 条 設置等予定者は、第 7 条第 1 項（第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の協議に係る処理施設の設置等を行った場合は、第 11 条第 2 項の規定により検討した事項について、誠意をもって実施しなければならない。また、必要に応じて、関係者に対してその実施状況等を説明するよう努めなければならない。

2 設置等予定者は、第 14 条第 1 項の規定による協定に係る処理施設の設置等を行った場合は、当該協定に規定する事項について、誠意をもって対応しなければならない。

第 3 章 県外産業廃棄物の処理

(県外産業廃棄物の処理の事前協議)

第 17 条 県外排出事業者等は、県外産業廃棄物を市の区域内において処分し、又は保管するために搬入しようとするときは、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第 5 号。以下「搬入事前協議書」という。）を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、別表第 2 に掲げる県外産業廃棄物を除く。

2 前項の規定による協議は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。

3 搬入事前協議書には、別表第 3 に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

4 次のいずれかに該当する場合にあっては、搬入理由書（様式第 6 号）を添付するものとする。

(1) 処理の方法が埋立処分である場合

(2) 処理の方法が中間処理である場合であって、中間処理後に埋立処分する産業廃棄物が生ずる可能性がある場合

(3) 積替え保管行為を行うために搬入する場合であって、搬入後の処理の方法が前 2 号のいずれかに該当する場合

(4) 排出事業場の所在地が九州以外の地域である場合

(5) その他市長が必要と認める場合

(協議内容の変更等の指導)

第 18 条 市長は、前条第 1 項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事業者等に対して県外産業廃棄物の搬入の中止又は協議内容の変更等の指導を行うものとする。

(1) 県外の処理施設、積替施設又は保管施設を経由すること等の理由により、排出事業者（当該産業廃棄物を発生させた事業者を含む。）の特定が困難な産業廃棄物であるとき。

(2) 処理施設の処理能力に適しない種類、性状及び量の産業廃棄物であるとき。

(3) 県外排出事業者等に対し、廃棄物に関する法令（条例及び要綱等を含む。）に基づく改善指導等が行われているとき。

(4) 法又はこの要綱に基づく改善指導等が行われている処理業者に県外産業廃棄物の処理を委託するとき。

(5) 委託契約書の内容が適正でないとき。

(6) 生活環境の保全上支障があると認められるとき。

- (7) 搬入事前協議書に記載する産業廃棄物の処理フロー図、搬入理由書等により不適正な処理が行われるおそれがあると認められるとき。
- 2 市長は、前項の指導を行う場合、必要に応じて、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者等に意見を求めることができるものとする。

(承認通知等)

- 第19条 市長は、第17条第1項の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、県外産業廃棄物処理承認通知書（様式第7号又は第7号の2。以下「承認通知書」という。）を当該協議に係る県外排出事業者等に交付するものとする。
- 2 市長は、承認通知書の交付に際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができるものとする。
- 3 県外排出事業者等は、承認通知書の交付を受けた後でなければ、自ら又は処理業者に委託して、県外産業廃棄物を市内に搬入してはならない。

(事前協議内容の変更)

- 第20条 前条第1項の規定により承認通知書の交付を受けた県外排出事業者等（以下「承認事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更が生じるときは、改めて市長に協議しなければならない。この場合においては、第17条から前条までの規定を準用する。
- (1) 産業廃棄物を排出する事業場
 - (2) 処理の方法
 - (3) 市内で処理する産業廃棄物の種類
 - (4) 処理業者（収集・運搬を除く）及び保管施設又は処理施設
 - (5) 製造工程及び産業廃棄物の排出工程又は中間処理工程
- 2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したとき又は変更しようとするときは、第1号にあっては変更した日から10日以内に、第2号にあっては変更しようとする日の10日前までに、県外産業廃棄物処理事前協議事項変更届（様式第8号。以下「変更届」という。）により市長に届け出なければならない。
- (1) 県外排出事業者等の住所及び氏名（法人にあっては所在地及び名称）
 - (2) 処理予定期間（期間を延長する場合）

(事前協議の省略)

- 第20条の2 前年度において第19条第1項の規定による承認通知書を交付された承認事業者は、その内容が前条第1項各号に掲げるもの全てについて前年度と変更がない場合は、県外産業廃棄物処理事前協議省略の申出（以下「申出」という。）により、第17条第1項に規定する搬入事前協議を省略することができる。
- 2 前項の規定により協議を省略しようとする者は、県外産業廃棄物処理事前協議省略の申出書（様式第5号の2。以下「省略申出書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項において、前年度承認事業者が排出事業者であって、その内容が前条第1項各号に掲げるもの全てについて前年度と変更がないと認められる場合は、当該排出事業者に代えてその処理を受託した処理業者が省略申出書を提出することができる。
- 4 第2項において、前年度承認事業者が処理業者であって、その内容が前条第1項各号に掲げるもの全てについて前年度と変更がないと認められる場合は、当該処理業者に代えてその処理を委託した排出事業者が省略申出書を提出することができる。
- 5 第1項の規定による申出は年度ごとに行うものとする。

6 第 19 条及び第 21 条から第 26 条までの規定は、前 2 項の規定による提出があった場合について準用する。この場合において、第 19 条第 1 項中「第 17 条第 1 項の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、」とあるのは「第 20 条の 2 第 2 項の規定による省略申出書の提出があった場合において、」と読み替えるものとする。

(承認の取消し)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 19 条第 1 項の規定により行った承認を取り消すことができる。

- (1) 協議内容に虚偽があるとき。
- (2) 第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 第 19 条第 2 項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 第 19 条第 3 項の規定に違反していたことが判明したとき。
- (5) 第 20 条第 1 項の規定に違反したとき。

2 県外排出事業者等は、前項の規定による取消しの際すでに市内に搬入した県外産業廃棄物があるときは、その搬入した県外産業廃棄物を撤去する等必要な措置を講じなければならない。

(承認通知書の写しの交付)

第 22 条 第 19 条第 1 項の規定により承認通知書の交付を受けた排出事業者が、県外産業廃棄物の処理を委託するときは、承認通知書の写しを当該委託業者に交付しなければならない。

2 第 19 条第 1 項の規定により承認通知書の交付を受けた処理業者は、速やかに承認通知書の写しを委託された排出事業者に交付しなければならない。

(処理実績報告)

第 23 条 県外産業廃棄物を処分し、又は保管している処理業者は、4 月から翌年 3 月までの間において処分し、又は保管した県外産業廃棄物の処理の状況を毎年 6 月末日までに、県外産業廃棄物処理実績報告書（様式第 9 号）により市長に報告しなければならない。

(処理業者の市内優先処理)

第 24 条 処理業者は、産業廃棄物の処理について、市内における産業廃棄物の処理が滞ることのないよう、市内産業廃棄物の優先的な処理に努めなければならない。

(処理計画書の提出)

第 25 条 県外産業廃棄物を処分し、又は保管している処理業者は、次年度も継続して県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとするときは、毎年 2 月末日までに、次年度の処理計画を産業廃棄物処理計画書（様式第 10 号。以下「処理計画書」という。）により市長に提出しなければならない。

2 新たに県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする処理業者は、当該年度の処理計画を処理計画書により市長に提出しなければならない。

(処理業者の適正処理等)

第 26 条 処理業者は、承認事業者の委託を受けて県外産業廃棄物の処理を行うときは、第 19 条第 1 項の規定により交付された承認通知書の写しの交付を受けた後でなければ、市内の処理施設又は保管施設に搬入し、処分し、又は保管してはならない。

2 県外産業廃棄物を収集し、又は運搬する処理業者は、承認通知書の写しを常時収集運搬施設に備えておか

なければならない。

- 3 県外産業廃棄物を処分する処分業者は、承認通知書の写しを処理施設の管理事務所等に備えておかなければならない。
- 4 第2項の処理業者及び前項の処分業者は、承認通知書の写しを処理完了の日の翌日から5年間保存しておかなければならない。

(天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理の特例)

- 第26条の2 別表第2第8項の県外産業廃棄物を搬入しようとする排出事業者は、事前に産業廃棄物の種類、数量等を記載した天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理に係る届出書(様式第11号。以下「天災等による届出書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該排出事業者に代えて処理業者が天災等による届出書を提出することができる。
 - 3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、その旨を第1項の場合にあっては排出事業者、前項の場合にあっては処理業者に文書で通知するものとする。
 - 4 第19条第3項の規定は別表第2第8項の県外産業廃棄物を搬入しようとする排出事業者について、第22条第1項の規定は前項の規定により通知を受けた排出事業者について、第22条第2項の規定は前項の規定により通知を受けた処理業者について、第23条及び第26条第1項の規定は第1項又は第2項の届出があった場合について準用する。この場合において、第19条第3項中「承認通知書の交付」とあるのは「第26条の2第3項の規定による通知」と、第22条中「承認通知書」とあるのは「第26条の2第3項の規定により通知された文書」と、第26条第1項中「承認事業者」とあるのは「第26条の2第3項の規定により通知を受けた排出事業者又は処理業者」と、「第19条第1項の規定により交付された承認通知書」とあるのは「第26条の2第3項の規定により通知された文書」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(報告、勧告等)

- 第27条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な措置について指示若しくは勧告をすることができる。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指示又は勧告をした内容について、県外排出事業者等の排出事業場を管轄する地方公共団体の長(法第24条の2に規定する市にあっては、市長)に通知するものとする。

(準用)

- 第28条 第2条(同条第10号を除く。)から第16条及び前条第1項の規定は法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の用に供する施設の設置及び法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更(省令第5条の2に規定する軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、第2条から第7条までの規定中、「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、第2条中「法第2条第4項」とあるのは「法第2条第2項」と、「産業廃棄物(法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を含む。）」とあるのは「一般廃棄物」と、「法第14条第1項又は法第14条の4第1項」とあるのは「法第7条第1項」と、「法第14条第6項又は法第14条の4第6項」とあるのは「法第7条第6項」と、「法第15条第1項」とあるのは「法第8条第1項」と、「省令第12条の8」とあるのは「省令第5条の2」と、第7条中「産業廃棄物処理施設設置(変更)事前協議書(様式第1号。以下「設置等事前協議書」という。）」とあるのは、「一般廃棄物処理施設設置(変更)事前協議書(様式第2号。以下「設置等事前協議書」という。）」と、別表第1中「政令第7条の2」とあるのは「政令第5条の2」と、「法第15条第1項」とあるのは「法第8条

第1項」と、「政令第7条」とあるのは「政令第5条」と読み替えるものとする。

(補則)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

別表第1 (第7条関係)

1	排出事業者が、排出事業場内において当該事業場から発生する自らの産業廃棄物を処分するための処理施設の設置 (政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。)
2	移動式 (排出事業場に移動させて処理する方式をいう。) のみの処理施設の設置
3	建設工事等に伴う臨時的な処理施設の設置 (概ね2年以内の期間をいう。)
4	法第15条第1項に定める処理施設 (既存の処理施設に限る。) であって、政令第7条の区分の追加又は変更に伴う処理施設の設置
5	50パーセント未満の処理能力の増加を伴う処理施設の変更又は更新 (政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。)

別表第2 (第17条関係)

1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) に基づき、再資源化を行うために搬入する特定建設資材廃棄物であって次に掲げるもの ア コンクリート イ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ウ アスファルト・コンクリート
2	化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号) 第3条第1項 (第8条において準用する場合を含む。) に基づき許可を受けた化製場又は死亡獣畜取扱場において、再生又は処理を行うために搬入される産業廃棄物であって次に掲げるもの ア 廃酸又は廃アルカリ (動物の血液に限る。) イ 動植物性残さ (動物性残さに限る。) ウ 動物系固形不要物 エ 動物の死体
3	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号) 第2条第9項に基づき、再資源化を行うために搬入する使用済自動車
4	法律又は国若しくは長崎県が策定する再資源化等に関する計画等に基づき、再資源化が確実な産業廃棄物であって、かつ、処分業者の処分計画が適切であると市長が認めたもの。
5	法第15条の4の3の規定により環境大臣の認定を受けた者が処理をする当該産業廃棄物
6	特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号) 第2条第1項に規定する再商品化を行うために搬入する同条第4項の特定家庭用機器
7	使用済小型電子機器等 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成24年法律第57号) 第2条第2項に定める使用済小型電子機器等をいい、同法第10条第3項により認定された再資源化事業計画に基づき再資源化が行われるものに限る。)
8	天災等により緊急的な処理を要する産業廃棄物

別表第3（第17条関係）

1	排出事業場の業務概要を記載した書類（第17条第2項により処分業者が提出する場合にあっては、県外排出事業者等の一覧表を添付すること。）
2	搬入方法（収集・運搬（保管）の流れ、経由先、受渡責任者の職氏名等）及び搬入経路を記載した書類
3	当該県外産業廃棄物の処理に係る委託契約書又はその案の写し及び処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し（ただし、第17条第2項により処分業者が提出する場合は、自社に係る産業廃棄物処理業許可証の写しを除く。）
4	第17条第2項により処分業者が提出する場合にあっては、県外排出事業者等ごとに、処理する産業廃棄物の種類、数量、処理の内訳、性状及び処理予定期間を記載した書類
5	<p>県外排出事業者等が中間処理業者である場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>ア 県外排出事業者等である中間処理業者の産業廃棄物処分業許可証の写し</p> <p>イ 県外排出事業者等である中間処理業者に産業廃棄物の処分を委託した排出事業者の名称、所在地、業種等を記載した書類（市の区域内において処分又は保管する産業廃棄物に係るものに限る。）</p>
6	<p>次に掲げる産業廃棄物（第17条第2項により処分業者が提出する場合にあっては、全ての県外排出事業者等に係るものとする。）について事前協議書を提出しようとする日前3月以内実施した当該産業廃棄物の分析証明書（様式第5号別紙に掲げる健康項目に係る溶出試験又は含有試験、含水率、pH等）の写し</p> <p>ア 燃えがら</p> <p>イ 汚泥</p> <p>ウ 廃油</p> <p>エ 廃酸</p> <p>オ 廃アルカリ</p> <p>カ 廃プラスチック類</p> <p>キ 鋳さい</p> <p>ク ばいじん</p> <p>ケ 政令第2条第13号に規定する産業廃棄物</p> <p>コ その他市長が必要があると認める産業廃棄物</p>
7	その他市長が必要があると認める書類及び図面
備考	市が特に認める場合には、当該産業廃棄物の分析証明書の写しの一部又は全部を省略することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱は、次項に定めるものを除き、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事前協議を行うものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。ただし、第 17 条に規定する協議は、平成 21 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年度のものから開始とする。
- 3 改正後の第 17 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降の県外産業廃棄物の処分又は保管のための搬入に係る事前協議について適用するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行日以後に事前協議を行うものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。